

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造としては平成 27 年の国勢調査結果によると、原村の人口総数は 7,566 人で男性が 3,717 人、女性が 3,849 人。年少人口、生産年齢人口が減少して老年人口が増える状況にあるが、人口はほぼ横這いで推移している。

また、産業大分類別就業人口は第一次産業従事者割合が 24.4%、第二次産業従事者割合が 27.1%、第三次産業従事者割合が 48.5%となっている。

基幹産業は高原野菜や花きを中心とした農業であるが、第二次産業も製造業を中心に、村内事業所の大多数が中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業者等」という。）であり、これら中小企業者等は当村の経済活動の重要な役割を担っているだけでなく、労働者の個人所得や雇用問題など村民生活全般に多大な影響を与えている。

しかしながら、近年、経済のグローバル化等による企業間の競争の激化や、人口減少・少子高齢化社会の到来により中小企業者等を取りまく環境は一層厳しくなっている。

このような経済的社会環境の変化の中でも当村の地域経済が活性化され、働く場が創出されることが必要であり、そのためには私たちの暮らしを支える企業活動が持続的に維持されるとともに成長していくことが求められている。

村内中小企業者等の生産性の抜本的な向上により人手不足等の問題に対応した事業基盤を構築するとともに、村民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展に繋がる取り組みを支援していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者等の生産性向上を図る。

これを実現するため、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の策定及び認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業は農業、製造業を中心に建設業やサービス業など多岐に渡っており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、村内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画における対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は農業、製造業を中心に建設業やサービス業など多岐に渡っており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種・事業は、当村の全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画については認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 村税等を滞納している者は除く。